

1. 地方交付税の総額確保について

要 旨

過疎・少子高齢化の課題に直面している中山間地域の町村は、地域の活性化を目指し、行財政改革の推進と財政の健全化を図るとともに、多様化する行政サービスの提供と生活基盤の確保に努めてまいりました。

また、深刻な課題である人口減少に歯止めをかけるため教育環境の整備と通学助成など子育て支援策の充実を図るとともに、農林業などの産業振興や移住定住対策の促進など地域の実情にあわせ全力を挙げて取り組みを進めているところであります。

しかしながら、本年度実施される国勢調査により、人口減少による大幅な普通交付税交付額の減少も予想されます。加えて、新型コロナウイルス感染症対策に必要な財政需要が増加する一方で、地方税等は景気低迷の影響を受け、減収することが見込まれるなど、厳しい財政運営となることが見込まれます。

つきましては、地方創生の実現に向け地方の創意工夫を最大限に生かしながら、中山間地の総合的な対策と自治体が自主的に活用できる財源を確保するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できる地方単独事業など地方交付税総額の確保について格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

併せて、単位費用の算定方法の変更をはじめ、地方交付税制度の改革にあたっては、自治体の実情把握や自治体との協議を充分に行った上で、決定するよう国への働きかけをお願いします。

2. 地域医療機関における新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填について

要 旨

新型コロナウイルス感染症は、これまでの感染症対策では対応が非常に難しく、院内感染のリスクと隣り合わせで長期化する新型コロナウイルスと戦い、病院を維持継続していくには、経営が圧迫されることが浮き彫りになりました。

自治体病院の多くは、入院協力医療機関として、新型コロナウイルス感染症患者専用の病床を一定数確保しており、入院を想定しての必要な設備投資など支出が生じています。緊急包括支援交付金等も積極的に活用し、支出のダメージを極力抑えておりますが、院内感染を恐れた受診控え、長期処方、また検診の延期等の影響もあり、外来患者数は例年になく減少し、医業収入は大きく落ち込んでいます。

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている病院に対しては、診療報酬の増額、空床補償など手厚い支援があり、疑い患者の検体採取には院内トリアージ実施料が算定できる措置が講じられていますが、受け入れていない地域の病院に対しては、収益の落ち込みに対する手当が十分ではなく、実態に見合った支援がありません。

院内感染による病院機能の縮小・停止は、一病院だけの影響にとどまらず、地域医療に大きな影響を及ぼします。院内感染防止のための細心の注意を払い、第2波、第3波に備え、最大限の手段を講じていますが、地域の自治体病院が経営難によって医療提供体制が崩壊することがあってはなりません。

つきましては、住民のいのちと健康を守り、地域を守ることを使命とする自治体病院をはじめとする地域医療機関が持続可能な経営ができるよう国費による十分な財政支援を要請していただきますようお願いいたします。

3. 福祉分野における新型コロナウイルス感染症に対する支援体制の構築について

要 旨

寝たきり高齢者等の負担を軽減するため、PCR検査の訪問実施体制の構築が早急に必要と考えますが、医療機関や保健所等の協力が必須であり、町村単位で訪問検査の体制を構築することは、非常に困難です。

また、家族内に新型コロナウイルスの感染者が確認された場合、ほとんどの福祉事業所では、長期にわたりサービス利用が停止されることとなります。こういった事態が予測される中、認知症や精神疾患等の支援が必要な人が安心して過ごせる場所を早急に確保する必要がありますが、町村では、それらの状況に対応できる病院はなく、専用施設や看護師、介護士などの専門スタッフを確保することは困難です。

加えて、各種がん検診及び特定健康診査等は、流動的な情報の中で鳥取県医師会、各地区医師会、他の自治体と連携を図り、実施に向けた調整を綿密に行い、新型コロナウイルス感染症への対応をとったうえで検診事業を実施しておりますが、今後も感染拡大が懸念され、新型コロナウイルス感染症へ対応する医療現場の逼迫が予想されます。

つきましては、以下の事項について、県における支援体制の構築をお願いします。

- (1) 県を中心にPCR検査を訪問して行う体制を早急に構築すること。
- (2) 感染予防を含めた福祉車両や移送にかかる職員等の確保について、県内で統一した対応ができるよう、寝たきり高齢者等の移送方法を検討すること。
- (3) 県を中心に、圏域で、在宅重度要支援者の対応について仕組みづくりすること。
- (4) 専門施設や専門病院の病床を確保すること。
- (5) 住民の健康上の不利益及び自治体間で検診体制の不均衡が生じることのないよう、今後も包括的な立場での専門的な見解と指導を行うこと。

4. ICT教育の推進及び機器整備に係る財政支援について

要 旨

長期間にわたる新型コロナウイルスの影響が予想される中、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障を両立し、誰一人取り残すことなく個別最適化され、創造性を育む学びを実現するために、一人一台端末や通信ネットワーク等、ICT環境の整備が急速に進んでいます。

Society5.0時代を生きる子どもたちにふさわしい学びに向けて、遠隔やオンライン教育の実施、個別最適化された効果的な学びや生徒児童の支援など、教職員のICT活用能力の向上がますます求められています。

しかしながら、現状として、ICT機器、特にタブレットを授業で活用するための教職員のスキルに個人差があり、全教職員がICT機器を使いこなせるだけの能力を短期間で身につけることは困難です。

また、国から示された1人1台端末の導入後の将来にわたる費用負担は、各自治体の財政に与える影響はとて大きなものです。

つきましては、以下の事項について、県の支援及び国への働きかけをお願いします。

- (1) ICTを活用した授業等への支援及び教職員へのICT指導も兼ねられる専門職員を配置すること。
- (2) 教職員の質を確保するとともに、スキル向上のため研修を実施すること。
- (3) 引き続き、ICTを活用した授業づくり及びプログラミング教育の充実に向けた支援を行うこと。
- (4) 端末の更新費用を国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

5. 有害鳥獣捕獲奨励金に係る補助金の増額交付について

要 旨

農業を主要産業としている町村では、県等と協力し様々な補助事業を活用し農業振興を図っております。

しかし近年、イノシシやシカの農作物被害に係る相談が増えており、今後の農業振興に大きな影響を与えることが予想されます。以前より猟友会と連携し、年間を通じ有害鳥獣の捕獲を行っておりますが、近年は捕獲頭数及び農業被害が増加していることから、生息数も増加しているものと考えます。

また、猟期の捕獲奨励金が有害期より低いことにより捕獲圧が弱まり、春に出産する個体が多いことが懸念されます。

さらに、猟友会内においては、高齢化の進展や新規加入会員の減少、捕獲に係る経費の増加等により、一人当たりの労力が増加し、捕獲意欲の低下へ繋がっております。

今後もこのような状況が続けば、有害鳥獣による農業及び林業の被害が深刻なものとなることが危惧され中で、農業振興を図るためには、有害期、猟期に区別することなく、年間を通じて捕獲を行い、イノシシやシカの個体数の増加を抑えることが重要です。

つきましては、以下の事項について、県における支援及び制度の拡充をお願いいたします。

- (1) 抜本的な個体数や分布等の生息状況等の調査を行い、イノシシやシカの生息拡大の原因の解明すること。
- (2) 猟期に捕獲することにより、年間の捕獲頭数を抑え、全体の捕獲奨励金額の抑制にもつながるため、猟期を含めた捕獲奨励金の増額交付すること。
- (3) イノシシの防護柵の更新及びイノシシの防護柵からシカの防護柵に変更する場合に補助をすること。
- (4) 捕獲した有害鳥獣がジビエに活用できない場合について、有効な処理対策を検討すること。

6. 河川の適正な管理について

要 旨

中山間地をはじめとした河川の上流部では、地区住民による河川区域内の草刈り等が高齢化や過疎化により実施が困難な状況になり、放置されている箇所が増えつつあります。防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業による河川の掘削・伐開も下流側の事業実施となっており、安全確保を求める住民からの要望が後を絶ちません。

近年、全国各地で豪雨災害が頻発しており、どこでも発生する可能性は十分にあります。河川内の堆積土砂や樹木が流水を阻害し、河川の溢水や破堤の危険性を高めるため、地域住民から不安の声もあがっています。

つきましては、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業終了後も河川維持管理費を確保していただき、流水阻害率（3割）に囚われることなく、できる限り早期に河床掘削や伐開の実施をお願いします。

加えて、土砂の撤去について、引き続き国土強靱化施策として位置付け、継続的な取り組みをお願いします。

さらに、砂防河川において管理者による点検を実施されていますが、崩壊前に根継工など危険個所の部分的な護岸維持対策の実施をお願いします。